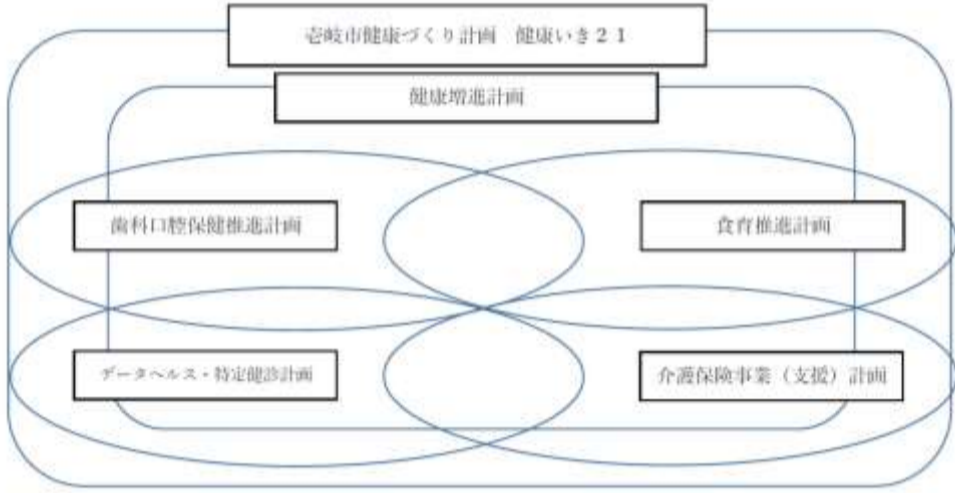
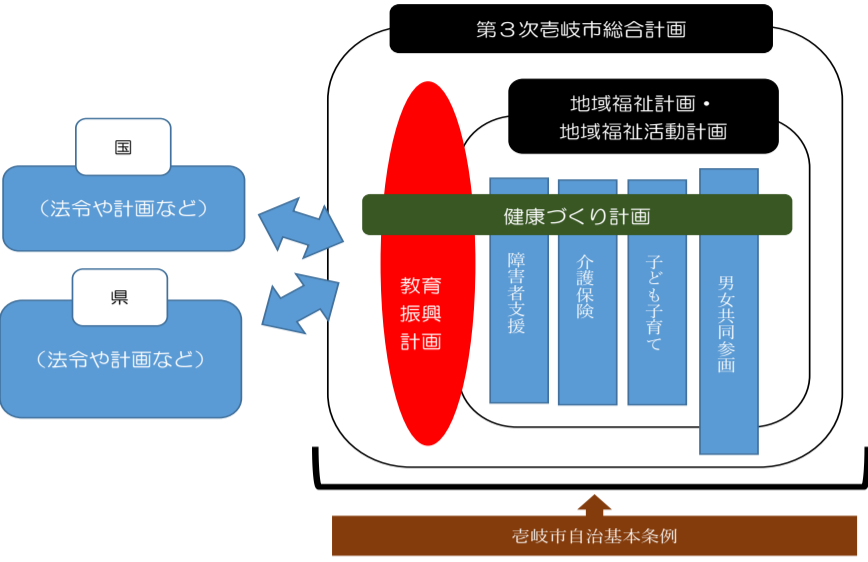


【壱岐市健康づくり計画 健康いき21（案）に対するパブリックコメントにおいて、提出された意見および市の考え方】

番号	項目	ページ	意見（原文）	市の考え方
1	第1章 2. 計画の特徴	1	<p>「壱岐市歯科口腔保健推進計画」「食育推進計画」は、これまでも存在している。おそらく今回策定するのは「第2次 壱岐市歯科口腔保健推進計画」「第3次食育推進計画」なのではないか。期数は推し量るしかできないため、政策企画課を交えて確認していただきたいが、これまでの福祉行政の取り組み（そして行政総体の総合行政の取り組み）の成果を振り返り、しっかり過去の文脈をとらえて、堂々と期数を積み重ねていってほしい。それが自信につながり、また、多様な主体との協働の実践に向け、未来志向な形でつながっていく。</p> <p>なお、「第2次食育推進計画」は、計画期間を平成30年度～平成44年度として策定されたものと承知している。あらゆる関係者の様々な努力があったものの、新型コロナウイルス感染症のせいで若干の空白期間が生じてしまったことは残念であるが、あきらめずにこのたび第3次計画策定の段階まで漕ぎつけた関係者の努力に深い敬意を表する。</p> <p>ちなみに、空白期間ではなく、新型コロナウイルス感染症の蔓延を受けて「第2次食育推進計画」が計画期間を延長して計画的に進められていたのであれば、事実誤認として前の段落の記載についてはお詫びする。</p> <p>いずれにせよ「第2次食育推進計画」「第1次壱岐市歯科口腔保健推進計画」の成果と検証、得られた知見と残された課題については、関係者が島内一丸となって取り組んだことの結果であり、その文脈はきちんと本計画に記載するべきであると思う。勇気をもって、未来志向で、将来世代のために記載していただきたい。</p>	<p>これまでは「歯科口腔保健推進計画、食育推進計画」を含めた健康増進課の事業計画として「保健事業計画」を策定しておりました。</p> <p>今回は、市民一丸になって取り組む新たな計画として令和6年度を初年度とする壱岐市健康づくり計画を策定しております。</p>
2	第1章 2. 計画の特徴	2	<p>健康増進法第8条第2項の「市町村健康増進計画」については、「データヘルス計画」「特定健康診査等実施計画」「介護保険事業（支援）計画」からなるのではないかと。したがって、概念図は下記の表現になるのではないかと。</p>  <p>上記に対応して、「3. 計画の位置づけ」は、下記のような表現になるのではないかと。</p> <p>3. 計画の位置づけ</p> <p>本計画は、健康増進法第8条第2項の「市町村健康増進計画」、及び食育基本法第18条の「市町村食育推進計画」、長崎県歯・口腔の健康づくり条例第9条の「市町村歯・口腔の健康づくり推進計画」に基づき策定する壱岐市の計画で、国の健康づくり運動「健康日本21（第三次）」及び「第4次食育推進基本計画」、「歯・口腔の健康づくりプラン（第2次）」との調和に配慮した計画として一体的に策定するものです。</p> <p>なお、本計画を構成するにあたり、第3期壱岐市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）・第4期特定健康診査等実施計画については、本市においては独立して並行した計画として策定した経過がありますが、健康増進法第8条第2項の「市町村健康増進計画」としての運用においては包含する形で実施してまいります。</p> <p>同じく 壱岐市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画につきましても同様に扱います。</p> <p>また、壱岐市の最上位計画である「第3次壱岐市総合計画」を推進する個別計画の一つとしても位置付けおり、その他各種個別計画の連携を通じて、市民の健康増進につながる効率的・効果的な事業の展開を図ってまいります。</p>	<p>「市町村健康増進計画」、「データヘルス計画」・「特定健康診査等実施計画」、「介護保険事業計画」はそれぞれ根拠法令、計画の基本的な考え方等も異なるため、独立した計画として策定しております。それぞれの計画と整合性をもって推進します。</p>
3	第1章 3. 計画の位置づけ	3	<p>「第3次壱岐市総合計画」を構成する個別計画の一つとして明確に位置付ける旨の文章表記が明瞭になされていることを高く評価する。しかしながら、そのこと及び他の個別計画を示す関係図については、もう少し丁寧に関係性や相互作用について描きなおしてはどうかと思いました。例えば下記のようなものです（国・県の欄には、パブコメ案でお示しされたものを入れてください）。総合調整をされる政策企画課や、諸計画を所管する関係各課とご相談されてください。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。次期計画策定の参考にさせていただきます。</p>

番号	項目	ページ	意見（原文）	市の考え方
			 <p>The diagram illustrates the hierarchy and relationship of various plans. At the top is the '第3次吉崎市総合計画' (3rd Gifu City Comprehensive Plan). Below it are '地域福祉計画・地域福祉活動計画' (Regional Welfare Plan/Regional Welfare Activity Plan) and '健康づくり計画' (Health Creation Plan). The '健康づくり計画' includes sub-plans for '障害者支援' (Disability Support), '介護保険' (Nursing Insurance), '子ども子育て' (Children's Child-rearing), and '男女共同参画' (Gender Mainstreaming). To the left, '国' (National) and '県' (Prefecture) levels are shown with boxes for '(法令や計画など)' (Laws and plans, etc.), with arrows pointing towards the city-level plans. At the bottom, the '吉崎市自治基本条例' (Gifu City Basic Ordinance) is shown as the foundational element with an arrow pointing up to the comprehensive plan.</p>	
4	第1章 3. 計画の位置づけ	3	<p>同時に行われているパブリックコメントである「第3期吉崎市国民健康保険健康事業実施計画（データヘルス計画）および第4期特定健康診査等実施計画（案）」の3ページにある【図表1 データヘル ス計画とその他法定計画等との位置づけ】がとても丁寧でわかりやすいです。この【図表1】のページをそっくりもってきて、本計画においても記載してはどうでしょうか。</p> <p>また、それに加えてもう1ページ新たに作成して、「健康増進計画」「歯科口腔保健推進計画」「食育推進計画」の3計画の関係性を、【図表1】並みに文章で詳細を表現されると、市民の理解がより深まるのではないかと思います。</p> <p>（2ページの上前半で示された概念図はとてもシンプルでよいので、それを受けて詳細を説明するイメージです。なお、冒頭にゴチャゴチャ書きすぎることによって読み手を圧迫させ、読みたい気持ちを霧散させる懸念が考えられる場合は、76ページ以降に用語集や補筆として掲載する方法もご検討ください。）</p>	ご意見ありがとうございます。次期計画策定の参考にさせていただきます。
5	第1章 4. 計画の期間	3	<p>本計画の期間は、令和6年度から11年度までの6年間としますが、令和7年度から「第4次総合計画」が策定されます。今後の10年・20年先を見越して、今回の「健康づくり計画」に限って7年間の計画にされてはいかがでしょうか。そうすると、「第5次総合計画」から足並みをそろえることができるようになります。限られた職員数の中で、市民の健康づくりを献身的に支えてくださろうとしている市職員のみなさまの努力に敬意と感謝の念を送るところではありますが、計画期間をそろえて皆さんの負荷が軽減され、職員の健康を守る路線の働き方改革の深化が実現されることで、むしろ予防志向の普及啓発や計画の実践、計画の検証と改善にエフォート比率を高めていただくことを期待しています。</p> <p>計画策定疲れのなかで、誰も知らない、形骸化しやすい計画を策定されるよりは、計画の思いを市民と共有し、むしろ市民が「私たちの健康は私たちが支えあって守る」「この計画は、行政が勝手に作った計画ではなく、行政が私たちのために支えてくれた、私たちの計画である」と誇りを持って当事者意識を涵養してくれることが、計画策定を契機とした「健康づくりを通したまちづくり」につながるのではないのでしょうか。</p>	本計画は、健康増進法第8条第2項に規定された市町村の健康増進計画と位置づけております。国の健康増進計画（健康日本21（第三次））の期間にあわせております。国の期間は12年間となっておりますが、本市では期間を令和6年から11年までの6年間で評価を行った上で、令和12年から17年までの次期計画策定を予定しております。
6	第1章 4. 計画の期間	3	<p>本計画の期間は、令和6年度から11年度までの6年間としますが、令和7年度から「第4次総合計画」が策定されます。また、それに合わせて吉崎市教育委員会のほうで「吉崎市教育振興基本計画」が策定されると承知しています。</p> <p>市民の健康づくりには、まちづくり協議会や自治公民館などの地域の拠点を活用し、食改・婦人会・青年会などの社会教育団体との連携・協働が欠かせません。市民自らが、生涯にわたるライフステージごとの、世代間の学びあい・支えあいを自主的に行う、生涯学習・社会教育のプロセスの中で健康づくり施策を展開するひつようがあります。</p> <p>また、地域の拠点の一つである「学校」と、その学校を拠点とした校区によるPTCAの協働推進も不可欠であり、学校医や学校を通した学齢期から健康づくりも必要です。</p> <p>つまるところ、今回の「健康づくり計画」においては、その前提となる「吉崎市教育振興基本計画」が存在しないまま、新たに策定せざるを得なかったという厳しい条件の中で誕生させざるを得ないものです。よって、より実効性ある「健康づくり計画」とするために、「第4次総合計画」と「吉崎市教育振興基本計画」が策定され運用が始まったのちの令和8年度・令和9年度ごろに【中間見直し】を行うことが肝要ではなからうかと思えます。</p> <p>については、「計画の期間」について記載を拡充し、本計画の期間は、令和6年度から令和12年度までの7年間とします。なお、「第4次総合計画」と「吉崎市教育振興基本計画」の策定とその実施状況を勘案しながら、令和8年度・令和9年度ごろ</p>	意見番号5に同趣旨のご意見として承りました。

番号	項目	ページ	意見（原文）	市の考え方
			に【中間見直し】を行うことを検討しています。」という表現を入れてはいかがでしょうか。	
7	第1章 6. 推進体制	4	<p> 吉岐市の附属機関「吉岐市保健事業連絡協議会」と、それを構成する小委員会である「成人保健連絡会」、「精神保健連絡会」、「母子保健連絡会」、「予防接種連絡会」、「歯科保健推進連絡会」、「食育推進連絡会」及び「献血推進協力会」について、役割分担と組織設計を、本計画の実施にあたって抜本的に見直しはどうか。 </p> <p> 見直しのポイントとしては下記通り。 </p> <p> ①「健康づくり計画」を構成する3法定計画ごとに附属機関をきちんと設置すべきではないか。計画ごとのPDCAサイクルと市民参画を保障すべきである。毎年、計画領域ごとに成果と課題を確認していくとともに、うっかり次期計画を策定することを忘れてしまわない仕組みづくりが必要である。本来、附属機関の委嘱を受けた委員さんが「次期計画の策定の動向はどうなっているのか」と事務局に意見照会を行えば、計画策定漏れという事態は発生しなかったのである。委員の委嘱基準・委嘱内容・委嘱手順を総務課職員班と確認するとともに、個別計画の進捗管理の観点から政策企画課に体制整備を確認され、くれぐれも健康増進課だけで対処・判断しないでいただきたい。病根は「地方自治法・地方分権一括法・吉岐市自治基本条例等への庁内全体の理解不足」にある。くれぐれも自己判断による対処療法で済ますことなく、根治療法および行政としての健康づくりに取り組んでいただきたい。 </p> <p> ②「吉岐市保健事業連絡協議会」は、本来は「全体会」となるべきで、そこに委員として委嘱された方々が「小委員会に配置されていく」という構図が必要である。そして、小委員会で議論されたことが3法定計画+αの諸計画からなる「健康づくり」の体系的かつ総合的な議題をあつかう「全体会」にて施策実施の方向性を議論される場として「吉岐市保健事業連絡協議会」が存在意義を発揮するべきである。 </p> <p> しかるに、現行の「吉岐市保健事業連絡協議会」および小委員会の構成・体制を見る限り、特段に会議体としての存在意義がない。むしろこれまでどおり行政主導で行い、かつ、行政が今後も行政で責任をすべて持つのであれば、「吉岐市保健事業連絡協議会」とその小委員会をすべて廃止しても差し支えないし、附属機関から外して単なる「連絡・協議・調整の慣例的な会議」としてしまえばよい。何のために市民の税金を原資とした委員報酬を支出しているのか。費用対効果が見込まれないのであれば、「吉岐市財政基盤確立計画」の仕上げフェーズにおいて附属機関を設置するという公共投資自体をやめてしまえばどうか。 </p> <p> 「吉岐市保健事業連絡協議会」や、それに相当する会議体を設置するなら、委員や構成団体に、健康づくりに関する貢献をしていく実践者・専門家・担当者としての自覚と責任と誇りを持たせ、それぞれの主体が有機的に連携し、協働による創造とその波及効果をもたらす体制として設計されたい。 </p> <p> アリバイ作り程度で附属機関を設置・運営するくらいなら、行政機構のスリム化を果たし、市長とその執行機関が堂々とやればよい。プラセボ効果に依存しない市政運営を期待するとともに、薬を適切に使用できる市政運営を期待する。 </p> <p> ③仮に「吉岐市保健事業連絡協議会」を継続されるのであれば（あるいは見直し後の附属機関について）、健康増進法の趣旨に鑑み、「吉岐市商工会」「ロータリークラブ」等の職域団体・経営者団体や、「食改」等の実践団体からの委員参画をされ、社会保険制度によって雇用されて働く人とその家族の健康づくりが支えられるように取り組んでいただきたい。また、「吉岐市社会福祉協議会」は、「地域福祉計画」そして「地域福祉活動計画」の観点から、組織のアイデンティティ・ディグニティの発揮として、ここには参画していただきたい。また、重層的な健康づくり施策の推進のため、どこか1地域からであれば、「PTCA」と「まち協」にも参画していただきたい。 </p> <p> 21 ページに「事業所等の職域やスーパー等各種団体と連携し、アプローチが難しい若い世代や無関心層に働きかけます。」とあるが、それを実現するには、その当事者たちに「吉岐市保健事業連絡協議会」の委員等となっていただき、より深い当事者意識をもってもらうことが肝要であると考えます。 </p>	ご意見の趣旨をふまえ、今後の参考にさせていただきます。
8	第2章 1. 吉岐市の健康寿命	5 ～ 8	<p> 「1. 吉岐市の健康寿命」と「2. 吉岐市の生活習慣病等の状況」についてお示しいただいているが、現状の記載の仕方だと、『高齢者の介護度を上げないための健康づくり』の施策をするための対象地域における重点年齢層の定義をしているように受け止めました。また、現時点のみを切り取った時間軸における健康づくりに特化するかのようにも見えてしまったのですが、実際には未来を見据えた長期的な視点にたち、世代間の学びあいを意識したパネルデータ分析の視野を持つ政策を志向されているものではないかと思えます。 </p> <p> そこで、「1. 本市を取り巻く状況」を挿入し、以下、「2. 吉岐市の健康寿命」と「3. 吉岐市の生活習慣病等状況」と続くように記載してはどうか。 </p> <p> 「1. 本市を取り巻く状況」でお示しいただき内容は下記のとおりです。 ・年代別人口推移と高齢化率（RESAS や社人研推計等を参照して2040年くらいまでの推計） </p>	ご意見の趣旨をふまえ、今後の参考にさせていただきます。図表7は、県の医療計画を基に最新のデータに修正いたします。

番号	項目	ページ	意見（原文）	市の考え方										
			<p>※6 ページに図表3として掲載されているが、「生活習慣病（等）」を扱う以前の段階で、本計画の対象地域の定義とその特徴を示しておく章立てにしておくべきである。あと、第3次総合計画策定時点の推計を引用するのではなく、本計画の策定時点での限りなく直近推計による図表を新た作成して掲載いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性別ごとの年齢階層人口グラフ（ボリュームゾーンがわかるも） ・上記について、旧4町ごとにわかるもの（のちの健康増進施設の機能整備に資するもの） ・出生数や、低出生体重児の出生割合の推移などの出生状況 ・主要死因（※掲載されてはいるが、順位だけでなく、比率も示してほしい） <p>※8 ページに図表7として掲載されているが、「生活習慣病（等）」を扱う以前の段階で、そもそもの壱岐における死因を分析しておく必要がある。あと、図表7が平成20～24年の5年間の5年間の表が示されているが、同様に平成25年からの5年ごとの表なども追加していただき、より最近の死因の分析をしていただきたい。これまでの壱岐市の健康づくり施策を振り返る上でも重要な経過資料になると思います。</p>											
9	第3章	13	<p>「ライフコースを踏まえた健康づくり」は、「次のライフステージを見越した健康づくり」としてはいかがでしょうか。原案でも差し支えはないのですが、「固定したライフコースを受け入れるべし」という、いわば枠にはめる強制力を感じました。SDGs的な発想で明るい未来を描き、また、未来は変えられるというメッセージを込めて、ライフコースを時間軸のなかで細分化してライフステージとし、そのうえで早期発見・早期対応を促すための表現案としてご検討いただけますと幸いです。（51ページの「ライフコースアプローチ」はそのままいいと思います。13ページの黄色部分に限り、読者への訴求力を求めての変更をご提案するものです。）</p>	貴重なご意見ありがとうございます。										
10	第3章	13～14	<p>この内容は、第一章のなかに「4. 計画の理念」として挿入し、この2ページを削除し、第三章自体を取り除いた章立てにしてはどうか。</p>	壱岐市の現状を踏まえての章立てとしております。貴重なご意見ありがとうございます。										
11	第4章	15	<p>この内容は、第一章のなかに「4. 計画の期間と目標」として再構成し、この1ページを削除し、第四章自体を取り除いた章立てにしてはどうか。</p>	壱岐市の現状を踏まえての章立てとしております。貴重なご意見ありがとうございます。										
12	第5章 1. 生活習慣の改善 (1) 栄養・食生活	20	<p>行政として市民の健康づくりに積極的に取り組む姿勢を明らかにしてくださっていることに敬意と感謝の意を寄せます。</p> <p>ただ、すべて行政が主語になっていることで、読者（市民や職域団体や地縁団体NPO 団体など）が当事者意識をもって読んでくれるか疑問があります。壱岐島・壱岐市という公共空間を構成し、重層型の体制整備を支える各主体ごとに期待する役割を表にして記載するようにはいかがでしょうか。例えば「出前講座の活用」だと、次表のようなイメージになります。</p> <table border="1" data-bbox="577 1765 1543 2338"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>政策企画課</th> <th>健康増進課</th> <th>社会教育課</th> <th>市内一般企業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出前講座による普及啓発</td> <td>市政出前講座のメニューとその手順をPRし、出前講座を企画したり参加したりしやすい雰囲気を作ります。</td> <td>市の保健師や社会福祉士が積極的に専門職として講師役を担当します。また、市社協や総合型地域スポーツクラブや市内介護施設等の専門家も派遣できるような制度設計・講座メニューを開発します。</td> <td>地区公民館や地域の集会所などで出前講座を企画してもらえるよう、自治公民館やPTCA、婦人会等の社会教育団体に働きかけます。また、調理やスポーツなどを交えた実技がしやすいよう環境整備に努めます。</td> <td>従業員の福利厚生や経営者の健康経営の充実につながるように、市の普及啓発を目的とした主催事業や、自治公民館等への派遣事業による講座がある際には、当事者として参加を事業所内とスタッフおよびその家族に参加を呼びかけます。</td> </tr> </tbody> </table>	内容	政策企画課	健康増進課	社会教育課	市内一般企業	出前講座による普及啓発	市政出前講座のメニューとその手順をPRし、出前講座を企画したり参加したりしやすい雰囲気を作ります。	市の保健師や社会福祉士が積極的に専門職として講師役を担当します。また、市社協や総合型地域スポーツクラブや市内介護施設等の専門家も派遣できるような制度設計・講座メニューを開発します。	地区公民館や地域の集会所などで出前講座を企画してもらえるよう、自治公民館やPTCA、婦人会等の社会教育団体に働きかけます。また、調理やスポーツなどを交えた実技がしやすいよう環境整備に努めます。	従業員の福利厚生や経営者の健康経営の充実につながるように、市の普及啓発を目的とした主催事業や、自治公民館等への派遣事業による講座がある際には、当事者として参加を事業所内とスタッフおよびその家族に参加を呼びかけます。	ご意見の趣旨をふまえ、今後の参考にさせていただきます。
内容	政策企画課	健康増進課	社会教育課	市内一般企業										
出前講座による普及啓発	市政出前講座のメニューとその手順をPRし、出前講座を企画したり参加したりしやすい雰囲気を作ります。	市の保健師や社会福祉士が積極的に専門職として講師役を担当します。また、市社協や総合型地域スポーツクラブや市内介護施設等の専門家も派遣できるような制度設計・講座メニューを開発します。	地区公民館や地域の集会所などで出前講座を企画してもらえるよう、自治公民館やPTCA、婦人会等の社会教育団体に働きかけます。また、調理やスポーツなどを交えた実技がしやすいよう環境整備に努めます。	従業員の福利厚生や経営者の健康経営の充実につながるように、市の普及啓発を目的とした主催事業や、自治公民館等への派遣事業による講座がある際には、当事者として参加を事業所内とスタッフおよびその家族に参加を呼びかけます。										

番号	項目	ページ	意見（原文）					市の考え方
			内容	市社協	SDGs 未来課	食改・婦人会等の地縁団体やNPO 団体	まち協自治公民館PTCA	
			出前講座による普及啓発	地域福祉活動計画に基づき、市社協からも介護予防や健康づくりに資する講座講師が派遣できないか検討します。また、市社協の福祉のボランティアセンターに登録している団体に、出前講座を開催や共同受講などを呼びかけます。	まちづくり協議会やその校区内の団体が出前講座を開催する際に、市として配置している集落支援員や、地区担当職員がその企画運営・行事の周知などに適宜助言等の支援を行います。	健康づくりを支えるための当事者・実践者団体として、行政と連携して市民のための出前講座を企画します。また、市や市社協のみに依存することなく、自らが講師役を務めたり、独自に健康づくりに資する講師を民間企業や島外から招聘したりします。その際には市・市社協等にも案内をし、共に健康づくりに取り組む市民の輪を広げていきます。	地域ごとに世代間交流の場や、世代間の学びあい・支えあいの実践の機会として、出前講座を開催するよに努めます。	
13	第5章 1. 生活習慣の改善 (2) 身体活動・運動	24	<p>「教育委員会や関係機関と連携し、運動のできる施設や教室の紹介を行い、運動しやすい環境づくりを進めます。」「社会教育部門や関係機関と連携し、運動のできる施設や教室の紹介を行います。」とあります。本計画の主管課である健康増進課のプロ意識は高く評価し受け止め、尊重したいところですが、本計画は健康増進課の計画ではなく、健康増進課が主管課となった「自治体としての健康づくり計画」であります。よって、教育委員会は連携相手ではなく、壱岐市行政総体の中の一構成部局として本計画では位置付け記載を行う記載を行うべきです。執行機関同士で協働できずに地域との協働はできません。</p> <p>また、ほかならぬ教育委員会自身が「健康づくりのために、いかに市民の皆様にライフステージに応じた学びの機会を提供するか」「学校教育・社会教育・家庭教育からなる教育施策を充実させた際のアウトカムとして、健康づくりをどのように設定・定義するか」といった当事者意識を持つべきです。教育委員会が、本計画における行政の当事者であるという自己認識をされていることがうかがえる書きぶりに、パブリックコメントを契機にステップアップさせていただくことを期待します。</p> <p>なお、これまでの健康づくり施策が教育委員会にちゃんと届いていれば、今頃「教育振興基本計画」「スポーツ振興計画」が存在していたのではないのでしょうか。壱岐うらふれ体操を教育プログラムに取り入れた「認定こども園」が、石田の園はもちろんのこと、それ以外にあと2園程度は存在しえたのではないのでしょうか。それぐらいの覚悟をもって「健康づくり」を軸にした、骨のある政策評価をしてくださることを願っています。</p>					ご意見ありがとうございます。ご意見の趣旨をふまえ、文面を検討し、計画案に反映します。
14	第5章 1. 生活習慣の改善 (4) 飲酒	27	<p>「飲酒のリスクとデメリットが重要な因子であることは言うまでもありませんが、そればかり強調すると、健康づくりに資する飲酒の効用やメリットがあることが伝わらず、壱岐市における焼酎産業などに大いなる打撃を与え、醸造業に従事されている方の所得減やストレス増、ひいては島外への転出や自殺の増につながりかねません。</p> <p>もちろん本計画における書きぶり上、「適度な飲酒による健康づくり」を大々的に書きづらところは十分に承知していますが、飲酒について必要以上に制約をけない表現（それでいて免罪符にならない表現）があれば、書き方の工夫を検討願います。</p> <p>なお、無理に計画上の記載で飲酒の効用やメリットを書かなくても差し支えありませんが、インセンティブ付与を行う際や普及啓発活動を行う際に「醸造業に従事している方で、健康づくりに留意している方のコラムを掲載する」とか、「醸造業に従事している方に、壱岐うらふれ体操を踊ってもらって、企業のCSR活動を健康づくり施策として引き出す」とかの仕掛けを、「計画に基づく事業実施」の段階に導入していただくことをご検討ください。</p>					飲酒を否定するものではなく、生活習慣のリスクを高める飲酒量や健康に与える影響などを周知し、適切な飲酒を勧めていくものです。
15	第5章 2. 生活習慣病発症予防・重症化予防	31 ～ 44	<p>特定健診などの「国保加入者」の実績と目標しか掲載されていないのではないかと。社会保険・私学共済に加入されている方に、そちらの制度上の健康診断等を受診してもらい、早期発見・早期対応の視点をもって健康づくりに努めてもらうことが「健康づくり計画」の主題であると思うので、統計を掲載するなら国保だけを掲載するのはどうかと思う。</p> <p>一方で、国保の統計については「第3期壱岐市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）および第4期特定健康診査等実施計画（案）」を参照すればよいこ</p>					特定健診、特定保健指導は、保険者毎の実施となっており、保険者を越えた壱岐市のデータの把握が難しく国民健康保険のみのデータとしています。NDB オープンデータは保険種別を越えたデータとなっていま

番号	項目	ページ	意見（原文）	市の考え方
			<p>とであるし、社会保険・私学共済における健診・検診の統計を取得し計画に反映することはなかなか大変であろうことから、無理に統計にこだわらずに、「健康づくり計画」の本旨にそった根拠資料と目標設定を掲載してはどうだろうか。</p> <p>たとえば、旧4町ごとの「健康づくり」に関する開催数や、人気のあるテーマの紹介や、行政としては受けてもらいたい人気がなく開催実績の拡大促進を図りたいテーマの紹介などを掲載した方が、計画の現実性が増すのでないか。</p>	す。
16	<p>第5章 2. 生活習慣病発症予防・重症化予防 (1) がん</p>	35	<p>「市報、ホームページ、ケーブルテレビ、SNS等、各種媒体を活用し、幅広い年齢層に向けて（略）発信します」について、下記の事柄を要望します。</p> <p>①「壱岐うらふれ体操」の youtube 動画が多数存在することに、これまでの健康づくり施策にかかわれた方々の先進性に敬意を表します。ただ、youtube にチャンネルがあって動画ポツンと置いてあるだけなので、ここを参照する人が増えるよう、誘導をしたり拡散をしたりしてください。</p> <p>例えば</p> <p>(1)政策企画課が運用している移住定住サイト「いきしまくらし」に、コラムとして 関係者がコメントをよせ、そのブログエントリー（記事）のなかに youtube 動画を「埋め込み」を行い、記事の行間として動画を視聴してもらうような仕組み。</p> <p>(2)総務課が運用している市の公式ホームページにおいて、健康増進課の施策紹介ページに「壱岐うらふれ体操」を開設・設置し、そこにおいて「壱岐うらふれ体操」の youtube 動画を埋め込んで紹介をしていき、包括的に「壱岐うらふれ体操」を紹介する。</p> <p>②計画の書きぶりは変えなくて差し支えありませんが、「コミュニティエフエム」の活用もご検討ください。農作業中などに圃場などでラジオをつけている方などが多数います。「等」の中に含まれているとは思いますが、伝えるべきターゲットに確実に伝えるよう、媒体ごとの特性や媒体ごとの視聴者のイメージを浮かべながらメディアをご活用ください。また、可能な限りパブリシティを活用するとともに、有料広告の活用や企画会社の活用などもご検討ください（ただし、業者選定はプロポーザル形式を前提）。</p> <p>③島外の媒体が取り上げてくれるように、雲仙市がされているような「記者発表」のページ作成をご検討ください。</p>	ご意見の趣旨をふまえ、今後の参考にさせていただきます。
17	<p>第5章 3. 生活機能の維持・向上と社会とのつながり</p>	45	<p>「人々の健康は、就労やボランティア、通いの場等の居場所づくり・社会参加等、その人を取り巻く社会環境に影響を受けるため、地域における社会とのつながりを促進することは、健康づくりにおいても有用です。」とありますが、極めて重要な観点であると考えます。そこで、壱岐市における附属機関においては、規模に応じて一定の公募委員の枠をあらかじめ確保していただき、健康づくりの観点から社会参画機会を確保していただきますようお願い申し上げます。</p> <p>また、参画していく市民が増えていくよう、「附属機関の会議の案内」「附属機関の会議の議事録の掲載」などの情報公開・情報共有をお進めください。これは「公共空間の健康づくり」につながります。</p>	ご意見の趣旨をふまえ、今後の参考にさせていただきます。
18	<p>第5章 4. 社会環境づくり</p>	50 ～ 51	<p>「4. 社会環境づくり」の「iv具体的な取り組み」において、住民総参加型スポーツイベントとして「チャレンジデー」を試行してみたいかでしょうか。チャレンジデーは毎年5月の最終水曜日に開催するもので、午前0時～午後9時の間に15分以上継続して運動やスポーツをした住民の参加率を競うものです。負けた場合は対戦相手の自治体の旗を、庁舎のメインホールに1週間掲げるルールです。全国各地に壱岐の健康づくりをPRするチャンスとして、また、壱岐の健康無関心層への動機づけの機会として、ご検討ください。</p>	ご意見の趣旨をふまえ、今後の参考にさせていただきます。
19	<p>第5章 4. 社会環境づくり</p>	50 ～ 51	<p>「4. 社会環境づくり」の「iv具体的な取り組み」において、スポーツ施設の更新、特にプールの建て替えについて検討ください。「公共施設等総合計画」そして「財政基盤確立計画」の制約の中で大変厳しいことは認識しておりますが、水泳による体力づくり（浮力を活用した運動）については、市民の健康づくりに大きな貢献を果たすものと思います。たとえば、石田スポーツセンターに隣接する形でプールを新設し、石田スポーツセンターと一体化（ないしは石田スポーツセンターの拡充）を行い、施設の複合化を図るような展開はいかがでしょう。公共施設等適正管理推進事業債や都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金事業）を活用し、未来を見据えた計画的な健康増進施設の整備と老朽化した施設の確実な除却をお進めください。これから生まれてくる子どもたちを念頭に、次世代が確実に健康づくりにいそむことができる環境を整備することは、今を生きる私たちの責務です。これからうまれてくる子どもたちが、ライフステージに応じて運動できる権利を、ぜひ守ってください。</p> <p>また、合併特例債を活用した施設の中には、石田スポーツセンターのランニングマシンをはじめ、リプレースやメンテナが十分にできていないケースが散見されます。保守・更新費用を十分に確保できず、また、適切な時期に保守・更新ができずに結果として延命できなかったケースもありえると思いますが、「市民の健康づくり」を支</p>	貴重なご意見ありがとうございます。

番号	項目	ページ	意見（原文）	市の考え方
			えるための「公共の施設・機器の健康づくり」を行政主導でよろしくをお願いします。ただし、利用者のマナーなどにも依存するため、市民にこれらの視点をお伝えいただき、市民自らが自分の問題として「公共の施設・機器の健康づくり」に参画するような流れを醸成していただくことを期待しています。	
20	第7章 1. 食を通じた健康づくりの推進	67	食育の「具体的な取り組み」において、農業・畜産業の生産者による取り組みが掲載されていませんので、例えば「GAPなどを通じた経営強化の過程で地産地消の推進とあわせて食育に協力をして下さる農業者・畜産事業者を支援します」等の記載をご検討ください。	ご意見の趣旨をふまえ、今後の参考にさせていただきます。
21	第7章 1. 食を通じた健康づくりの推進	68	「〇共食の推進」において、幼老共生による実践に力を入れる苓岐市の健康施策に共感します。今後の保育園・幼稚園の整備におきましては、大規模な認定こども園に固執することなく、老幼複合施設・宅幼老所という選択肢もご検討ください。なお、離島振興法の第7条とその別表（六）において、児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所については、「設備の新設、修理、改造、拡張又は整備」を地方自治体が整備する場合、二分の一から十分の五・五までの国庫補助が見込める記述があります。公共施設等適正管理推進事業債や都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金事業）と併用し、今後整備される新図書館や松永記念館などの公共施設に複合的に老幼複合施設・宅幼老所を整備し、その保育所部分に離島振興法のメニューを充当する等の工夫を行い、「認定こども園に固執しない、食育プログラムを充実させた、公立保育園の整備」の視座をご検討ください。	貴重なご意見ありがとうございます。
22	第7章 2. SDGsの観点からの食文化の推進	72	「苓岐の特産である苓州豆腐を継承するために、依頼があった学校や団体等へ出向いて、苓州豆腐づくりを実施します。」とありますが、インボイス制度や電子帳簿保存法、HACCP義務化などで苓州豆腐を支えている製造事業者の撤退による完全消滅の危機が現実的になってしまっているのではないのでしょうか。諸制度への対応が急務な事業者へ、それらへの対処に向けた時間を奪い、依頼があった学校や団体等へ出向いてもらうことでむしろ機会損失が発生し、最終的に苓州豆腐という我が国の貴重な文化を行政が断絶させてしまう可能性を憂慮しています。 （直接にヒアリングや見学をさせていただいたわけではないため、あくまで「そういう可能性を感じる」をお願いします。） よって、次のような記載を実情に応じご検討ください。 苓岐の特産である苓州豆腐を継承するために、下記取り組みを行う。 ①HACCP義務化に対応が遅れている事業者に対し、県の苓岐保健所・工業技術センターなどの行政機関や食品衛生の専門家等協力を得て、HACCPに対する理解を共に学ぶ機会を作ります。また、苓岐商業高校など、次世代の苓州豆腐などの苓岐の食文化を支える若者に対しても、苓州豆腐の価値のみならず HACCPなどの諸制度を勉強できる機会を作ります。 参 考 https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzanbu/0000201293.pdf ②後継者が不在で事業継続を断念した事業者については、長崎県産業振興財団や長崎県事業承継・引継ぎ支援センターなどの支援機関とともに、その円滑な廃業やM&Aを支援する。そのうえで、今後も継続して苓州豆腐の製造を行う事業者に従業員や顧問などで参画していただき、もって苓州豆腐の担い手の層の厚みを維持し、経営体制の強化につなげていただく。 ③HACCP義務化に対応が遅れ、販売ができなくなるとしても、販売をしなければいいのであるから、食改団体やまちづくり協議会等の普及啓発を行う団体の講師等で招聘するとともに、次世代の育成にご尽力いただく。これまで無償のボランティアで行っていた部分ががあれば、有償化するなりしてその専門性に応えいく。 ④HACCP義務化に対応が遅れがあるが、しかし製造意欲が高い事業者がいるならば、市の遊休施設等を HACCP 対応化し、共同加工場として活用してもらう。 ⑤必要に応じて、南島原市が「手延べそうめん」の食文化の継承のために「地域おこし協力隊」を募集しているが、その苓州豆腐の「地域おこし力隊」の招致に取り組む。 https://www.iju-join.jp/cgi-bin/recruit.php/9/detail/47768 ⑥苓州豆腐の製造の継続のためには、苓州豆腐に必要な苓岐の大豆の確保が必要であり、苓岐の大豆の生産を担ってくれる農業生産者の確保も重要である。食文化を生態系としてとらえ、文化の苗床となる土や水の保護・全についても取り組む。	地域の特選品に親しみを持ってもらうことを趣旨としております。文中「苓岐の特産品である苓州豆腐を継承するために、」を「食育として苓岐の特産品である苓州豆腐に親しむために、」に修正します。
23	第7章 2. SDGsの観点からの食文化の推進	72	「環境部署と連携し」とありますが、健康増進課が主管課となった「自治体としての健康づくり計画」であります。よって、環境部署は連携相手ではなく、苓岐市行政総体の中の一構成部局として本計画では位置付け記載を行うべきです。執行機関の中で協働できずに地域との協働はできません。 なお、苓岐市においては「自然環境保全条例」「歴史文化基本構想」が存在するようですが、「環境基本計画」がまだないようです。「環境基本計画」を策定される際	ご意見ありがとうございます。ご意見の趣旨をふまえ、文面を検討し、計画案に反映します。

番号	項目	ページ	意見（原文）	市の考え方
			には、環境部署が「食に起因する環境負荷の低減」に向けた計画内容にされると思いますが、健康づくりを基軸にした健康行政におかれましては、当事者意識をもって環境政策の中にご参画のほどよろしく願いいたします。	
24	第7章 2. SDGsの観点からの食文化の推進	72	食文化を支えるために「歴史文化基本構想」が大切な役割を果たしますが、壱岐市がせっかく「歴史文化基本構想」を作った後に、壱岐市に断りもフォローもなく文化庁が制度変更をしてしまったようです。「歴史文化基本構想」に基づく「文化財保存活用地域計画」へのアップデートを、社会教育課がこれからされていくものと思いますが、健康づくりを基軸にした健康行政におかれましては、当事者意識をもって文化政策の中にご参画ほどよろしく願いいたします。	ご意見の趣旨をふまえ、今後の参考にさせていただきます。
25	第7章 3. 食に関する環境づくりの推進	73	「ヘルスマイトの高齢化が進み、退会者が増えてきており、会員数の減少が課題となっています。」とありますが、退会者が発生したとしても、それを上回る入会者がいれば、課題となりません。会員数の減少という現象に対する課題分析が甘いのではないのでしょうか。もちろんヘルスマイトの方々にもいろいろ考えていただきたいところですが、どうすればこれから生まれてくる子どもたちのために、壱岐の豊かな食文化を伝え残すことができるのかを、もう少し掘り下げて、あきらめずに丁寧に取り組むべきでしょう。 「ある程度の年齢になったら、ヘルスマイトに参画するものだ」という思い込みを取り除き、定年延長や男女共同参画の推進の成果が発揮されているという別領域のこれまでの政策が実を結んだという考え方による評価も考慮しながら、令和の時代におけるヘルスマイトの意義を深め、若者や男性が入りたくなるようヘルスマイトの在り方を模索していただきたく思います。 おりしも、総務省においては地方公務員法の上で「地域活動休暇」の導入を検討されています。壱岐市役所職員の男性育児休業の低さなどもあることから、男性市職員が育児休業を取りやすい職場文化を創造するために、「結婚をした男性職員は、ヘルスマイトのメンバーとなって活動するときには、休暇ないし業務であると認める」ぐらいのチャレンジを試してみたいはいかがでしょうか。	ご意見の趣旨をふまえ、今後の参考にさせていただきます。
26	全般		自治公民館や学校、まちづくり協議会に大きな期待を行政として寄せられている一方で、壱岐市社会福祉協議会に関する記述がないことに憂慮しています。壱岐市においては、「市の地域福祉計画」と「市社協の地域福祉活動計画」が一体化していない等もあり、本来、健康づくり施策において極めて重要な役割を持つべきである市社協が、実は健康づくり施策に参加していないのではないかと…という懸念を持ったというのが読後感です。 市社協としては、シニア世代の介護事業に特化したいという経営的な判断もあるのかもしれませんが、さりとて壱岐市行政におかれましては壱岐市の財政援助団体として壱岐市社協を位置づけ、介護事業以外の福祉分野の下支えをお願いされているものと思います。どうしても市社協としてはシニア世代の介護事業に特化したいという思いがあり、行政としてもその経営的な判断を尊重されるのであれば、「壱岐市高齢者福祉事業団（仮称）」等に名称変更・業種変更などしていただき、壱岐市行政主導で健康づくり施策に積極的に貢献される「（新）壱岐市社会福祉協議会」を設立することなどもご検討されてはいかがでしょうか。なお、これは現行の壱岐市社協のみならずの長年にわたる努力を否定するものではないことにご留意いただき、さらなるステップアップの提案ということでよろしく願いいたします。 なお局所的ながら、藤崎町社会福祉協議会（青森県）の事務局長主導の経営改善事例が話題となっています。各所の社協の取り組みを研究していただき、壱岐市ならではの壱岐市社協の支援の仕方と、そのさらに先にある壱岐市社協が介護に偏らない福祉の担い手にステップアップするよう、行政のリーダーシップに期待します。 例えば、「公益的法人等への壱岐市職員派遣に関する規則」第2条の関係別表を改正し、社会福祉法人壱岐市社会福祉協議会に職員の派遣等を実施できる体制にするとか、「壱岐市監査基準」第2条第3項に基づく監査にご協力いただくとかして、市と壱岐市社協が歩調を合わせて学びあい、支えあう体験を積み重ねてみるとかから始めてみてはいかがでしょうか。ご検討ください。	ご意見の趣旨をふまえ、今後の参考にさせていただきます。
27	全般		P T Aに大きな期待を健康づくり施策の視点から寄せられておりますが、少子化が加速する現状の中で、いつまでP T Aが存続できるものであろうと思うところがあります。行政がP T Aに期待するからには、「P T AのP T C A化」という変容を促していくようなリーダーシップを行政に期待します。	ご意見の趣旨をふまえ、今後の参考にさせていただきます。
28	全般		今回の「健康づくり計画」と、今後の重層型支援体制整備事業の展望を見る限り、『自治公民館』に対する期待はさらに大きくなっていくと思います。第1層を壱岐市と壱岐市社会福祉協議会が、第2層を「まちづくり協議会」が、第3層を「自治公民館」が、それぞれの役割に応じて重要な役割を果たしていくことになるのでしょうか。 しかしながら、現行の「まちづくり協議会」の設計・設置の根底にある思想が、「それをつくると地方交付税交付金の措置が増える」「それによって集落支援員を配置できる」ぐらいで止まっているからだと思います。まちづくり協議会に配置された集落	ご意見の趣旨をふまえ、今後の参考にさせていただきます。

番号	項目	ページ	意見（原文）	市の考え方
			<p>支援員および市が配置している地域担当職員が、「健康づくり計画」「市の地域福祉計画・市社協の地域福祉事業計画」等々を体系的に理解して実践し、多様な主体をコーディネートできる水準まで福祉の裾野と住民自治のレベルを引き上げる必要が急務であると考えます。</p> <p>翻って「自治公民館」なのですが、一般的に自治会とされる組織の名称が壱岐では「自治公民館」と称されており、社会教育法に基づくハコモノにすぎない「公民館」が住民自治の機能も担っているという、全国的にもおそらく稀な地方自治体系を壱岐市では採用されておられます。これはこれで素晴らしい取り組みなのではあります。地方分権一括法、地方自治法・教育基本法の改正、まちづくり協議会の設置に関する壱岐市の諸条例などの動向を鑑み、壱岐ならではの SDGs 思考に基づいて、先々を見据えて「自治公民館」を自治会機能を含有した『地区社協』（または『自治会』）に名称・組織設計を変更してみることはいかがでしょうか。『地区社協』（または『自治会』）という、時代が必要としている組織を「自治公民館（という組織）」を礎にして改組・転換し、第2層の「まちづくり協議会」と第3層の『地区社協』（または『自治会』）との役割分担を明確にし、それぞれの組織の設計思想やビジョン自体から明文化することで、これからさらに厳しい局面を迎えるであろう壱岐という公共空間においても耐え忍び、むしろ福祉の水準を地域から高めていくことができるのでは何かと思います。ご検討ください。</p> <p>なお、壱岐における「自治公民館」の誕生は、江戸末期の藩幕体制から明治以降の官僚制機構への移行から大正デモクラシーを経て第二次世界大戦の終了に至るまで「自治会」というものが存在せず、第二次世界大戦後に「社会教育法」の施行（昭和24年）または「公民館の設置及び運営に関する基準」の告示（昭和34年）を受けて「公民館」なるものを壱岐市に設置しないといけなくなったときに、ついでに自治会の機能も持たせよう…ということで誕生したのではないかと仮説を立てているところです。いわば先の第二次世界大戦の戦後のどさくさでウツカリ成立してしまったのが「自治公民館」なのではなかろうかと素人ながら考えるところですが、同様に新型コロナウイルス感染症の蔓延はある意味において「第三次世界大戦」だったのではないかと思うところですので、さらに未来を見据え、壱岐におけるウイルスとの戦いのあとの戦後復興として SDGs 思考に基づく「第三層を担う住民自治組織」の創成を、本計画および壱岐市自治基本条例の見直し・検証とあわせて挑戦してみたいかがでしょうか。</p>	
29	全体		<p>本計画が冊子等になる際には、計画策定に関する巻頭挨拶等に白川市長のご挨拶文を推載されてください。いろいろ評価が分かれることではありますが、少なくとも市民のために健康づくりを支える本計画を策定されたことは偉大な成果であります。市長が先頭に立って市民の健康づくりを守ることと、市長を退任しようが、誰に市長がなろうが変わらず計画行政が進むということの宣言をお願いしたいです。白川市長におかれましては、壱岐在住の在野の市民として、健康にご留意いただきますとともに、在野の市民として引き続きのご活動を期待しております。「ヘルスマイトの活動をする元市長」等の、令和の時代にふさわしい市民像の実践に、なにとぞお力添えください。</p>	<p>計画本体の巻頭に市長の挨拶を掲載いたします。ご意見ありがとうございます。</p>